

# 産 業

## 工場等設置奨励金

町内に工場等を設置した場合に奨励金を交付します。

工場等・・・製造業，電気業，運輸業，通信業，卸・小売業，サービス業  
を行うために必要な家屋・償却資産・家屋の敷地である土地

○主な条件

- ・投下固定資産総額が500万円以上
  - ・平成31年度固定資産税課税台帳に新たに登載される固定資産が対象
- 【奨励金：固定資産税相当額×交付率】

交付率	初年度	100分の70
	2年度	100分の60
	3年度	100分の50

※上限1,000万円/年度

※固定資産税納付後の翌年度から3年間交付



固定資産税  
相当額  
3年間交付

平成30年度神石高原町産業支援等のご案内

# 支 援

注) 申請手続き等，詳しくは担当窓口まで  
お問い合わせ下さい。

## 雇用促進奨励金

町民を正規雇用従業員として雇用した場合に事業所と従業員本人（新規学卒者に限る。）  
に奨励金を交付します。

【奨励金：20万円/人（事業所）】※雇用した従業員が新規学卒者の場合：30万円/人

【奨励金：30万円/人（新規学卒者本人）】

○主な条件

- ・町内に住所がある事業所
- ・雇用保険・社会保険に加入
- ・町外者を雇用した場合は6ヶ月以内に町民になること。  
（新規学卒者の場合は卒業した年の6月末日までに雇用し，町民になること。）
- ・基準日（雇用日又は定住日）から6ヶ月以内に申請（新規学卒者の場合は卒業した年の10月末日までに申請）

※基準日から12ヶ月後に交付（新規学卒者には12月に交付）



対象従業員  
1人につき  
20万円交付  
（新規学卒者を雇用  
した場合は30万円）

新規学卒者  
1人につき  
30万円交付

## 中小企業融資利子補給金

町内事業所の設備資金・運転資金  
にかかる利子の一部を補給します。

約定利子の  
2分の1 交付  
(1%上限)

【補給金：利子の1/2（3年間）】  
※上限1%/年度

○主な条件

- ・町内に住所がある事業所
- ・日本政策金融公庫国民生活事業資金  
又は商工貯蓄共済制度の融資
- ・同一年内で契約した借入金額のうち  
1,000万円が対象

## 固定資産税課税免除

町内で対象業種の用に供する設備を  
新設・増設した場合に固定資産税の  
課税を免除します。

対象固定資産税  
3年間免除

【免除期間：固定資産税を課すことと  
なった最初の年度以降3年度間】

○主な条件

- ・製造業，旅館業，情報通信技術利用事業  
（家屋・償却資産・家屋の敷地である土地）
- ・投下固定資産総額は，2,700万円以上

## 店舗・工場等整備補助金

●神石高原商工会実施事業

町内業者で店舗や工場等を改修・改築・  
新築した場合に補助金を交付します。

対象経費の  
2分の1 交付  
(30万円上限)

【補助金：対象経費の1/2】 ※上限30万円

○主な条件

- ・補助対象者が神石高原商工会の会員であること。
- ・町内業者へ発注されたもので対象経費が30万円以上
- ・申請年度の12月までに完成し支払いが完了していること。
- ・交付決定後に着工した工事であること。

受付：神石高原商工会（本所）TEL（0847）89-0001

◆お問い合わせ

神石高原町 まちづくり推進課

【〒720-1525 神石高原町小畠2025番地】

TEL（0847）89-3332 FAX（0847）85-3394

E-mail jk-suisin@town.jinsekikogen.lg.jp

◆お問い合わせ

神石高原町商工会

【〒720-1812 神石高原町油木乙1994番地2】

TEL（0847）89-0001 FAX（0847）89-0140